

20220505【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 111：一部地域の警戒レベル変更の発表）（5月2日発表）

【ポイント】

- 5月2日、フィリピン政府は、5月3日から5月15日までの一部地域の警戒レベルの変更を発表しました。
- ビサヤ地方においては、これによりタリサイ市が警戒レベル1に変更になりました。

【本文】

1 5月2日、フィリピン政府は、4月28日に発表したそれぞれの地域の COVID-19 対応のための警戒レベルを、5月3日から5月15日まで、以下のとおり変更することを発表しました。

(2) 「警戒レベル1」を課す地域

【ルソン地方】

- ・ 地域2（カガヤンバレー地域）：ヌエヴァ・ヴィスカヤ州

【ミンダナオ地方】

- ・ 地域10（北ミンダナオ地域）：西ミサミス州

(2) 「警戒レベル1」を課す都市、市町村

【ビサヤ地方】

- ・ 地域7（中部ビサヤ地域）：タリサイ市（Talisay City）：セブ州）

【ミンダナオ地方】

- ・ 地域12（ソクサージェン地域）：アンティパス（Antipas：コタバト州）、バンガ（Banga：コタバト州）

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）（決議第167-C号：警戒レベルの再変更）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/05may/20220502-IATF-RESO->

[167-C-RRD.pdf](#)

●大統領府コミュニケーション・オペレーション・オフィス（PCOO）（警戒レベル1を課す多くの地域）

https://mirror.pcoo.gov.ph/news_releases/more-areas-put-under-alert-level-1/

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●在フィリピン大使館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

+++++

○この情報は、在留届及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。情報は同居家族の方にも共有いただくとともに、同居家族の方が本メールを受信していない場合は、在留届へのメールアドレスの登録をお願いします。

○災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

○ 在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032） 231-7321 / 7322

FAX：（市外局番 032） 231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html